

清泉女学院大学大学院 学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 清泉女学院大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術研究を深めると共に、キリスト教の精神に基づく全人教育を教育理念として、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論とその応用を教授・研究し、また高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、弛まぬ自己開発を通して文化の向上と社会の福祉のために貢献しうる人人を育成することを目的とする。

2 本大学院は、共生の精神を教育の基盤として、心の問題への取り組みを通して他者のために自分を役立てる人人の育成を使命とする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本大学院における自己点検・評価及び文部科学大臣の認証を受けた者による評価については、清泉女学院大学学則（以下、「本学学則」という。）第2条の規定を準用する。

(情報の積極的な提供)

第3条 本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

(教育内容等の改善)

第4条 本大学院は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 組織

(研究科、専攻及び学生定員)

第5条 本大学院に修士課程を置く。

2 本大学院に置く研究科、専攻及びその学生定員は次のとおりとする。

| 研究科名 | 専攻名 | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|-------|------|------|
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 8人 | 16人 |

(教育研究上の目的)

第6条 看護学研究科は、本大学院の目的、使命を果たすために、建学の精神である「キリスト教（カトリック）ヒューマニズム」に基づき、看護学分野を研究対象とする中心的な学問分野として、看護学分野に関する深い学識の涵養を図り、幅広い医療関連分野において指導的立場で活躍できる人材の養成を目指して、看護学分野に関する高度な専門的知識や能力及び応用する能力を培うとともに、問題や課題の解決に向けた柔軟な思考力と深い洞察力を養うための体系的かつ組織的な教育活動を行うことを目的とする。

(教員組織)

第7条 本大学院に教授、准教授、講師及び助教を置く。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(教員)

第8条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本大学院の教員が担当する。ただし、研究科委員会の議を経て、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

(事務組織)

第9条 本大学院に関する事務は、清泉女学院大学（以下「本学」という。）の事務組織がこれにあたる。

(研究科委員会)

第10条 本大学院の重要事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学期は、次の2期に分ける。

(1) 春学期 4月1日から原則として9月30日まで

(2) 秋学期 原則として10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) クリスマス 12月25日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 前項第4号、第5号及び第6号の期間については、年度初めに学長が定める。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、臨時に休業日を定め又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第14条 本大学院の修士課程の修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第15条 学生は、第16条に規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）も含め、4年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した学生は、修業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前2項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は別に定める。

第5章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学、再入学等特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

2 看護学研究科看護学専攻においては、原則として看護師資格を有する者

(入学志願)

第19条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第22条 前条第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学、転入学及び再入学)

第23条 本大学院への編入学、転入学及び再入学については、選考の上、学長が相当年次に許可することができる。

第6章 授業科目及び履修方法

(教育の方法及び授業科目等)

第24条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等の作成に関する指導(以下、「研究指導」という。)により行うものとする。

2 前項の授業科目の種類、単位数及び修了に必要な単位数は、別表1のとおりとす

る。

(研究指導)

第 25 条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、担当教員の指導を受けなければならない。

(履修科目の登録)

第 26 条 学生は各学期始めに履修しようとする授業科目を選定し、登録しなければならない。

(授業単位の算定)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

3 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により単位数を算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

5 前項の規定にかかわらず、特別研究・課題研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 28 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 29 条 各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、学長は認定の上、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 30 条 本大学院における成績の評価については、秀、優、良、可及び不可とし、可以上を合格とする。

(本大学院以外の大学院の科目の履修)

第 31 条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位数は、10 単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 32 条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院の入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、本大学院において修得した科目について修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第 31 条第 2 項の規定により修得した単位と合せて 10 単位を超えないものとする。

(学部開設科目の履修)

第 33 条 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に本学学部の専門教育

科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第34条 学生は、病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は特別の理由があると認めるときは、休学の延長を許可することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間には算入しない。

5 学生は、休学満了のとき又は休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条 学生は、他の大学院への入学又は転入学をするときは、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第36条 外国の大学院で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める期間に含めることができる。

3 留学に関する規定は、別に定める。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号のいずれかに該当する学生は、研究科委員会の審議を経て、学長が除籍する。

(1)授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2)第15条に規定する在学期間を超えた者

(3)第34条第3項に規定する休学期間を超えた者

(4)第16条に定める履修計画を達成できない者

(5)長期にわたる欠席その他の事由で成業の見込みのない者

第8章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第39条 本大学院に本大学院学則に定める修業年限以上在学し、修了所要の30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

(課程修了の認定及び修了証書の授与)

第40条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

2 学長は、前項に規定する課程修了の認定した者に対して、修了証書を授与する。
(学位の授与)

第41条 学長は、前条による修了者に対し、次の学位を授与する。
看護学研究科 看護学専攻 修士(看護学)

第9章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の審議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第43条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の審議を経て、学長が懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生等)

第44条 本大学院における研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生の入学等の許可については、本学学則の規定を準用する。

(研究生等の学則の準用)

第45条 研究生、科目等履修生及び外国人留学生に対しては、別に定めるものの他、この学則中、学生に関する規定を準用する。

第11章 入学検定料及び学生納付金等

(入学検定料等)

第46条 入学検定料及び学生納付金等については、別表2に定める。

2 休学者、復学者、再入学者、編入学者、留学者、退学者、停学者及び留年者等の学生納付金については、別表3に定める。

第12章 図書館・保健施設等

(図書館・保健施設等)

第47条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館・保健施設等の使用等について、本学学則の規定を準用する。

2 本大学院に学生研究室を設ける。

第13章 大学開放等

(公開講座等)

第48条 本大学院における公開講座等については、本学学則の規定を準用する。

第14章 補則

(委任)

第49条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長の承認を得て、学長が別に定める。

(学則等の準用)

第50条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則の規定を準用し、かつ本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学則の改廃)

第51条 本学則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

最終附則

この規則の一部改正は、2024年4月1日から施行する。